

1、文久3年の14代将軍徳川家茂上洛

【目的】

- ・攘夷決行を迫る朝廷に應えるため ※前年の和宮降嫁の条件
- ・寛永11年(1634)3代将軍徳川家光の上洛以来、229年ぶりの将軍の上洛
供奉人数は3,000人
Cf.家光の上洛の供奉人数30万7千人、目的：「御代替の上洛」自らが天下を掌握していることを示す

【経路】

文久3年(1863)2月13日江戸出発、川崎着→14日戸塚→15日大磯→16日小田原→17日三島→18日吉原→19日興津→20日駿府→22日藤枝→23日掛川→24日浜松→25日吉田→26日岡崎→27日熱田(佐屋路)→28日桑名→29日四日市→晦日亀山→3月朔日土山→2日石部→3日大津→4日二条城
帰路は、同年6月13日に船で大坂から出発。同月16日江戸着。
※上記の経路になるには二転三転した(東海道→軍艦→東海道)

2、今回読む史料

美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書「御上洛御用留(堤方)」(2.08-15)

- ・文久3年(1863)の将軍家茂の上洛に関する美濃郡代岩田鋏三郎と幕府役人・代官との間で交わされた書状などを収める。
- ・文久2年9～10月の美濃郡代岩田鋏三郎から同役となった幕府代官に宛てた書状。
- ・読解の注意点：史料1と史料2はほぼ同じ内容です。違うところはどこでしょうか。
史料3は、岩田以外の人間の発言も記されています。発言者・内容は？

3、美濃郡代岩田鋏三郎

- ・美濃郡代：美濃国を中心に幕府直轄領の管轄した地方行政官。笠松に陣屋を置く。
- ・郡代とは、代官の中でも広い範囲を管轄するもの。
- ・主な業務内容は地方(年貢徴収を中心とする民政一般)と公事方(警察・裁判に関するもの)。
- ・岩田鋏三郎は、嘉永4年(1851)10月25日、石見銀山代官から転任し、慶応3年(1867)8月13日に依願退官した。

4、文久2年の流れ(主に「御上洛御用留(堤方)」から)

- ・6月頃、幕府勘定所、将軍上洛の先例確認のため、岩田鋏三郎に先例調査を命じる。
- ・閏8月22日、幕府勘定奉行、岩田ら郡代・代官10名に将軍上洛の内意が出されたことを伝え、上洛業務担当を命じる
- ・9月7日、文久3年2月に上洛することが発表される(『続徳川実紀』)。
- ・9月18～26日頃、幕府勘定大島東一郎ら3名、将軍上洛の道橋見分のため江戸出発。
- ・9月27日頃、幕府勘定奉行根岸肥前守衛奮、将軍上洛の道橋見分のため江戸出発。
- ・9月29日、大島東一郎、岩田に将軍が佐屋路から船で桑名まで移動することを伝える。

5、その他の登場人物

- ・小堀数馬：京都代官 京都代官：京都に置かれた代官。畿内幕府領の支配、二条城の営繕、皇室領の支配などを行った。
- ・石原清一郎：大津代官 大津代官：近江国大津に置かれた代官。畿内幕府領の支配を行った。
- ・竹垣三右衛門・荒井清兵衛・佐々井半十郎：幕府代官。
- ・木村董平：もと代官。幕府勘定組頭（勘定奉行の下で農政と財政経理を担当）。

6、語句

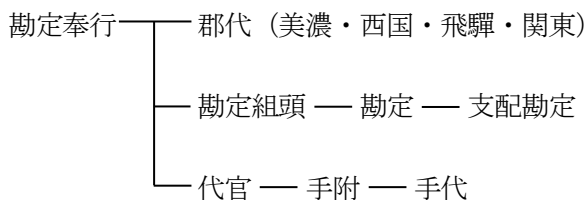
【史料1、2】

- ・剪纸（きりがみ）：折紙を折り目から二つに切ったもの。また、それに書き付けた書状。
- ・仰せ合わす：ご相談になる。

【史料3】

- ・掛場（かかりば）：担当する仕事のことか。
- ・積（つもり）：推測。
- ・勘定所（かんじょうしょ）：江戸幕府の役所。幕府財政と農政を管掌。郡代・代官を指揮・監督して幕領における年貢の徴収と訴訟などを取り扱った。
- ・池鯉鮒宿（ちりゅうしゅく）：東海道の宿場。愛知県知立市。
- ・佐屋宿（さやじゅく）：佐屋路（東海道の脇往還）の宿場。愛知県愛西市。ここから乗船して伊勢国桑名に向かう。
- ・佐屋路（さやじ）：東海道の脇往還。東海道の宮（熱田）宿と桑名を結ぶ。宿駅は宮・岩塚・万場・神守・佐屋。全6里の行程。
- ・申し越す：言ってよこす。
- ・申し聞かす：告げ知らせる。
- ・此程（このほど）：先日、せんだって。
- ・承合（しょうごう）：問い合わせることで知ること。
- ・治定（じじょう）：決まること。
- ・旁（かたがた）：ついでに。
- ・兼而（かねて）：事前に。
- ・手附（てつき）：江戸幕府の下級役人（幕臣・御家人）。郡代・代官の配下として幕府領支配の実務を担当。
- ・手代（てだい）：江戸幕府の郡代・代官などの下で雑務を担当した下級役人。郡代・代官が赴任先で村役人や商人の子弟などから採用した。

【参考】



蒲生眞紗雄『数字と図表で読み解く徳川幕府の実力と統治のしくみ』（新事物往来社、2010年）から抜粋。